

# 指定難病の患者の皆さまへ

## 公共施設の利用料金が無料・割引になります

令和7年4月1日から、県有施設で受給者証等を提示すると指定難病患者の施設利用料金が無料・割引になります。

### 対象者

- ・ 指定難病の患者本人  
(介護が必要な場合、患者を介護する方1人も対象)

### 必要な手続

- ・ 特定医療費(指定難病)受給者証 または 登録者証 を施設窓口で提示してください。
- ・ 紙の証明書をお持ちでない方は、マイナポータル「わたしの情報」から表示できます。



### 対象施設

(令和7年4月1日時点)

- ・ 静岡県立水泳場
- ・ 静岡県富士水泳場
- ・ 静岡県武道館
- ・ 静岡県立美術館
- ・ ふじのくに地球環境史ミュージアム
- ・ 富士山世界遺産センター
- ・ ふじのくに茶の都ミュージアム
- ・ 水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設ウオット
- ・ 水産・海洋技術研究所富士養鱒場
- ・ 焼津青少年の家
- ・ 観音山少年自然の家
- ・ 三ヶ日青年の家
- ・ 朝霧野外活動センター
- ・ 県民の森
- ・ 県立森林公園森の家



静岡県ホームページ

最新の対象施設は、静岡県公式ホームページから確認できます。

問合せ先(難病対策に関すること) 静岡県疾病対策課 TEL:054-221-3393  
(施設利用に関すること) 各施設の利用窓口